

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の業務について、簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年5月8日

青森県知事 宮下 宗一郎

記

1. 業務概要

(1) 業務名

八戸工業用水道における県管理ダムの水力発電を活用した自己託送マネジメント業務

(2) 業務内容

八戸工業用水道事業を取り巻く経営状況は、近年の電力料金高騰等により厳しさを増しており、安定した事業を継続するため、経費の節減に係る方策をとる必要がある。

また、県が管理する世増ダムについては、固定価格買取制度の期間終了を控え、再生可能エネルギーである水力発電を有用に活用することが求められている。

このため、県管理の世増ダムの水力発電電力を自己託送の制度を活用し、同じく県管理の八戸工業用水道へ供給することをマネジメントする業務（不足電力の供給及びダムの余剰電力買取等を含む）を行うものである。

(3) 履行期限

契約の日から令和12年3月31日

※ 自己託送業務の開始は令和7年1月1日の予定。

※ 八戸工業用水道への電力供給は令和6年10月1日から先行して開始する。

※ 履行期間中において、事業内容等を見直す事象が生じた場合は、双方の協議により決定することとする。

2. 業務の詳細な説明

『八戸工業用水道における県管理ダムの水力発電を活用した自己託送マネジメント業務』業務説明書による。

3. 参加資格

本手続に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1号の規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 青森県内に、本社又は営業所を有していること。複数事業者による共同提案の場合、代表提案者が県内に本社又は営業所を有していること。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 令和元年度以降において、同種業務または類似業務に関する実績を有する者であること。複数事業者による共同提案の場合、代表提案者が実績を有する者であること。
- (7) 小売電気事業者の登録を有する者であること。複数事業者による共同提案の場合、代表提案者が小売電気事業者の登録を有する者であること。
- (8) 複数事業者による共同提案の場合、代表提案者及び構成員を定めること。

4. 提案書を特定するための審査基準

- (1) 実施方針及び実施体制（地域性、実施方針、事業の継続性を確保できる実施体制）
- (2) 提案内容（類似業務の経験、実現性）
- (3) 事業効果（経済性、環境への配慮）

5. 手続等

(1) 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

県土整備部整備企画課（公営企業）工業用水道グループ

TEL：017-734-9764（直通）/FAX：017-734-8184

E-mail：koeikigyo@pref.aomori.lg.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

公告の日から令和6年6月14日（金）まで青森県県土整備部整備企画課（公営企業）ホームページ上で交付する。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/koeikigyo/>

(3) 説明会

① 開催日

令和6年5月14日（火）13：30から14：30まで

② 開催場所

青森県庁西棟 5 階 580 号会議室

③ 説明会への参加について、5（1）の問い合わせ先まで令和 6 年 5 月 13 日までにメールで申し込みをすること。

その際には、メール件名を「説明会への参加「八戸工業用水道における県管理ダムの水力発電を活用した自己託送マネジメント業務」とし、本文に法人名、出席者の職・氏名、電話番号、E-mail アドレスを明記すること。

なお、会場の都合により、説明会への参加は一企業ごとに 3 名以内とする。

（4）参加申込書の受付

説明会終了後 1 週間を受付期間とする。「参加申込書（様式 1）」を持参または郵送により 5.（1）の提出先に提出すること。こちらが提示する諸条件及びデータについては参加申し込み受理後、メールにて提供する。

（5）提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限

令和 6 年 6 月 14 日（金） 17 時 00 分

② 提出場所

5.（1）に同じ

③ 提出方法

持参又は郵送（※郵送は配達証明付き書留郵便に限り、提出期限内必着のこと。）

6. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

（2）契約書作成の要否

要

（3）関連情報を入手するための紹介窓口

5.（1）に同じ